



1990年代以降の韓国女性政策の変化とその背景：
生活者の視点から(2004年度国際交流事業)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田端, かや メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004932

1990年代以降の韓国女性政策の変化とその背景 —生活者の視点から—

田端 かや

1. はじめに

韓国の90年代を振り返ることは、私自身の韓国生活を振り返るということにつながる。このような発表の機会をくださった大阪女子大学女性学研究センターに感謝の意を表したい。韓国で暮らす一人の日本女性として、普段から日韓の女性たちのより強い連帯と協力を望んできた。これを機に、より一層の日韓学術交流が進むことを期待している。

80年代民主化闘争時代を経て、民主化初の盧泰愚（ノ・テウ）大統領が就任し幕を開けたのが90年代である。民主化を支えた私と同世代の「386世代（現在30代で80年代民主化運動を経験した60年代生まれの世代）」が社会の多方面に進出し、水を得た魚のように活躍し始めた時期であった。

はじめは韓国語を学ぶつもりであった私が、その向かいにある梨花（イファ）女子大学大学院女性学科に入学することになったのも、同世代の女性たちの自由を謳歌する元気な姿に注目したからであった。北京女性会議を控え、梨花女性学のメンバーは80年代に抱えていたテーマをより追求すべく女性の労働や性暴力、伝統的家族の問題などに積極的に取り組んでいた。

私が韓国生活を始めた1991年は、日本軍「慰安婦」であった金学順（キム・ハクスン）さんらが日本政府を相手に訴訟を起こした年でもあった。梨花女性学のメンバーは早くから「慰安婦」問題へのアプローチにおける性暴力の問題に注目していて、私も運動にかかわった。梨花女子大出身のビョン・ヨンジュ監督が「慰安婦」であった女性たちをドキュメンタリー映画にした「ナムムの家」の自主上映運動にかかわったのもこのころだ。

大学院在学中に韓国男性と結婚式を挙げずに暮らし始めたが、相手家族や周囲の理解を得るのに苦勞し、韓国大家族文化の波にわが身を置きながら、一般の韓国女性の生き難さを味わうこととなった。その後、働きながら妊娠出産を経験するが、第一子が男の子であったことによる周囲の反応

に韓国社会特有の男子血統主義が根強く残っていることを痛感した¹。

急激な都市化と競争社会の中での子育てを実際に経験してみると、保育施設の不足や早期幼児教育への過剰な投資などに直面し、私たちはソウル郊外に移り住み共同育児運動へかかわるようになった。1995年に制定された「女性発展基本法」とともに発表された「女性の社会参与拡大のための10大優先課題」のトップにも“共同育児協同組合活性化”とある。共同育児運動とは、「386世代」が80年代の労働運動の中で展開してきた既存の保育形態への代案的運動であり、今や全国に70カ所を超える共同育児オリニチプ（子どもの家）が運営されている。

このように振り返ってみると、時代の先端を行く女性たちとかかわり、ときに韓国社会の一員としての平凡な日常があり、また時代を変革していく同世代の仲間との運動にもかかわることができた。

この小論では90年代以降の韓国女性政策を振り返りながら、その特徴的变化と成果をまとめるとともに原動力となった社会的背景を生活者の目でたどってみたい。また、今後の課題として韓国的特徴やその障害要素、バックラッシュを取り上げる。考察分野は、政府組織、政治参加、性暴力・性売買、家族、経済活動参加とする²。

2. 90年以降の女性政策の変化とその背景

2-1 政府組織、政策、法律の整備

韓国は1999年3月の第43次国連女性地位委員会において、女性政策推進における模範的な5カ国の一つに選定された。1988年発足の盧泰愚政権以来、国民の直接投票による大統領選挙では公約に女性政策が盛り込まれ、2001年の女性部設置にいたるまでの間、盧泰愚政権では政務第二長官室が設置され、女性の地位向上に取り組む体制作りが始まり、1993年の文民政府と呼ばれる金泳三（キム・ヨンサム）政権の発足により、国会内には女性特別委員会が新設された。さらにそれを発展させる形で1998年からの金大中（キム・デジュン）政権下では大統領直属の機関として女性特別委員会が設置され、政府の各部署に女性政策担当官が設置された。

政府組織改革と同時に、女性政策関連の法律制定及び改正、国家計画が立てられ、政策面の整備は驚く速さで進展してきた。1995年、国連の女子差別撤廃条約（韓国は1984年批准）をもとに「女性発展基本法」が、1999年には「男女差別禁止法」が制定された。具体的な政策実行計画としては「女性政策基本計画」を一次（1998-2002）、二次（2003-2007）にわたり樹立している。

女性団体もこうした急速な発展を評価している。“女性部設立、「女性政策基本計画」などは女性政策の設計と執行を体系化したものであり、特に90年代中盤以降の民主的政治過程は、女性運動にとって政治的機会の拡張の時期であったが、このような政治的環境変化の中で「葛藤と対立」の対象だった国家は「葛藤と交渉」として認識されるようになった。進歩的女性運動は「参加の政治」、すなわち「批判的参加」戦略を通じて活発になり、性の主流化戦略を根拠に政策過程に積極介入しながら、女性政策の主要行為者として名実共に国家政策のパートナーシップとして位置づけられるようになった”³。

このように90年代以降に政治に積極的に介入してきた女性団体や市民団体は、普段はそれぞれ個別の活動を展開しながら、選挙時には互いの相違点や利害を乗り越え迅速に結集し、インターネットやマスメディアを活用し成果を挙げてきた。選挙での「次期大統領が遂行する女性政策課題」の細部公約公開や落選運動の展開などは組織的な選挙運動の成功例として評価されている⁴。

2-2 女性の政治参加

1995年の北京世界女性会議では、権力及び意思決定において女性の地位を向上するための戦略目標として、割当制などの女性の参加のための制度的補完や各公職及び委員会での女性割合制、政党での女性参加のための措置などを勧告している。

しかし、韓国では90年代まで女性議員数は全体の5%に満たなかった。2000年の選挙を機に増加しはじめ2004年には13%まで大幅に増加している。この増加の背景には、韓国政府が2000年には比例代表候補に女性の

30%割り当てを政党法で規定し、2002年の地方選挙では50%に引き上げ改正したことが大きく影響している（いずれも強制義務条項なし）。2004年には、政治関係法改正により、政党補助金の10%を女性発展支援基金として使うよう政治資金法を改正し、政党法も国会議員比例代表に女性50%割り当て、地域には30%女性割り当て（勧告義務）するように改正している。

女性参加拡大の背景にも女性運動の連帯活動が大きく影響している。1994年、韓国女性団体連合、韓国女性団体協議会、女性有権者連盟、YWCAなど66団体が「割当制導入のための女性連帯」を結成して制度化を要求した。2000年に入ると、女性団体の中には、サイバー政治学校やサイバー教育課程を開設して有権者教育や候補者教育を始めるところが出てきた。また、各大学では女性のリーダーシップ開発のために女性リーダーシップ機関を設立し、各部門での女性リーダーを養成し始めている⁵。

2-3 性暴力・性売買

韓国女性団体連合がまとめた「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集は400ページに及ぶ膨大な資料だが、中でも「女性に対する暴力と人権」の項目は1. 性暴力と家庭暴力、2. 性売買の二項にわたり50ページが割かれている。そのくらい90年代以降の韓国女性問題の重要なテーマであり、女性政策においても最も進展のあった分野であろう。また、その評価は韓国性暴力相談所と韓国女性の電話連合による共同作業であるが、この問題における運動面での寄与はまさにその二大団体によるところが大きい。

性暴力・性売買への運動の取り組みは1980年代からあったが、その働きかけが法制化につながるのは1990年代に入ってからだ。1991年には「性暴力特別法制定委員会」を通じて本格的に立法推進運動が展開され、1994年以降、性暴力関連法（1994）、家庭暴力関連法（1997）、セクハラ関連法（1999）、青少年性保護関連法（2000）、性売買関連法（2004年）などが次々と制定された。また、1995年には20に満たなかった相談所が、2004年現在全国的に350カ所の家庭暴力、性暴力、性売買関連の相談所が設置されている。

韓国社会には性の問題をタブー視する傾向が未だ強く残っており、特に

それは女性に対してより強く、性暴力被害の届出の低さに現れていると言われる⁶。しかし、女性運動の被害者救済運動や政府の法制度などがマスメディアに取り上げられるようになる90年代後半からは次第に届け出件数が上昇し、2000年に入るとその数は3倍近く増加している。これには女性部や法務部がテレビドラマの中で性暴力特別法について触れることを要請したり、局番なしの被害届け電話1366番を設置して、街で電子掲示板に流すなどの広報活動に努めたことも大きい。

性売買においても性産業への流入年齢が10代が7割を超えろといわれ、性売買に従事する女性の半数は人身売買によって監禁状態に近い形に置かれ、前借金返済や業主からの暴力、性病などにさらされているという。2000年に入り売春街での火災により監禁状態にあった女性たちが死亡する事件が起こると、社会的に大きな衝撃を与え、ようやくその事態の深刻性が知られるようになった⁷。また、最近では性売買産業への国際的流入も深刻で、ロシアなど旧ソ連地域からの女性が人身売買により急増している。反対に韓国からはアメリカ、日本、香港などへ女性たちが流入している。また、日本の植民地支配と朝鮮戦争、長期的な米軍駐屯によって形成されたいわゆる「基地村（キジチョン）」と呼ばれる性産業の街の問題も非常に深刻だ。

女性への暴力に関連する業務は、2001年女性部が設置されるとともに保健福祉部から女性部に移管された。女性部は性暴力特別法で被害者保護部分と家庭暴力特別法の保護法を、法務部は性暴力特別法と家庭暴力特別法の特例法を管轄している。女性部は、保健福祉部時代には被害者保護に重点が置かれていたと判断し、女性部移管後にはより女性の人権問題として被害者保護だけでなく事前の予防、支援サービスの統合的体系を構築するための政策転換を目標に、「家庭暴力性暴力根絶総合対策」（2002）を樹立している。

2003年の盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領就任後、女性団体連合常任代表であった池銀姫（チ・ウンヒ）氏が女性部長官となると、2004年には従来の「淪落行為等防止法」を廃止し「性売買特別法」⁸が制定された。これにより、人身売買の強制の有無にかかわらず、性売買に係わった業者と買

春者に対し、処罰が可能になった。また、2004年政府は警察と連帯して「性売買防止対策団」を結成、2007年を目標に全国69カ所の買売春街を閉鎖すると発表している。

性売買女性の支援活動を展開している女性団体では、政府に対し性売買女性への強制検診、名簿管理などの廃止、医療サービス、保護施設の充実、捜査官や裁判官への教育などをさらに求めている。

2-4 家族

北京行動綱領の12の領域に「家族」という項目はないが、「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集では儒教文化と価値観が支配する韓国では家父長制イデオロギーが女性に与える抑圧が非常に強いため、あえて項目を追加して評価している。また、90年代に入り急浮上してきた高い離婚率、晩婚化、少子化、高齢化などの問題が、韓国政府が過去行ってきた低所得家庭への政策というような家族政策からの転換を迫っている。

女性団体にとっては、日本の植民地時代の産物である戸主制度廃止運動を半世紀以上続けてきているが、未だ廃止には至っていない⁹。特に2000年に入り、戸主制度廃止キャンペーンを展開し、大統領選挙で各政党に戸主制度廃止を公約として掲げるように要求し、市民社会団体が大統領候補に要求し、「廃止しなければならない3大課題」中の一つとして戸主制度が選定された。2003年には戸主制度廃止サイバーキャンペーンを展開し、廃止に向けた世論を形成してきている¹⁰。女性関連法が革新的に整備される中で、戸主制度の廃止をここまで困難にしている現実が、まさに韓国における家族の問題を象徴している。また、同姓同本（姓が同じで先祖の出身地が同じ）結婚禁止規定も戸主制度同様廃止運動が展開されている。

戸主制度、同姓同本結婚禁止規定を支えているのは、男子血統主義であり、儒教的家父長制家族の生活規範となっている。例えば、正月や盆などの年中行事や先祖供養などの行事はすべて男子血統主義が貫かれた旧態依然のスタイルで行われ、そこに現れる男女役割が人々の意識に根付いている。法による父姓強要は、離婚再婚家族が増える中、多様な家族形態を受容できず、差別にもつながっている。

韓国家族における男子血統主義は少子化にともない生まれてくる子どもの性比にも影響している。2001年に生まれた子の性比は、女兒100名当り男児109人と性比不均衡が不自然であり、妊娠中の性別鑑別により女兒が人工中絶されていることを裏付ける¹¹。特に多いのが3、4人の女兒が続いた後に末っ子に男児というケースで、統計上も第4子になると女兒100名当り男児199人と性比不均衡がきわめて不自然になる。

女性部は発足以来、民法改正をリードしてきている。また、政府は第2次女性政策基本計画に「両性平等な家族政策基盤造成」を入れ、家族の問題を重要課題と位置づけている。この背景には、最近の少子化や家族構成の急激な変化にしたがい、両性平等観点での家族政策模索が切実になってきていることがある。ジェンダー家族指標開発や家族政策基本法制定などに乗り出しているが、具体的試案は示されていない。一方で、家族の問題は長年保健福祉部の管轄下に置かれ、低所得家庭を対象とした救済的内容にとどまっていた背景がある。そのため、2005年からの施行が決まっている保健福祉部管轄の健康家庭基本法などは国家維持のための最小単位である「健康家族」を支える女性役割を支援するという趣旨で法が作られており、家父長イデオロギーを助長し、画一的な家族のあり方を固定化するものだと女性団体から反対の声も上がっている。

2-5 経済活動参加

韓国女性の経済活動参加率は48.9%とOECD国家に比べて低だけでなく、30才から39才の間に下落し40歳以後また上昇するM字形就業構造を脱することができないでいる。一番大きい問題は、新自由主義のグローバル化が進む中、女性就業者の70%が非正規採用に転落し、雇用状態が劣悪な点だろう。2003年度には大学進学率が64.6%となり¹²、韓国の女性の高学歴化は増加傾向にあるが、経済活動がともなわないのが深刻な現状としてある¹³。

この背景には、前述の伝統的家族観による育児と家事負担の女性転嫁が働く女性の足かせとなっている現状がある。労働市場では低賃金や昇進差別など女性排除的な構造が旧態依然としてある。また、全体保育施設の中で政府支援施設の割合は16%に過ぎず、実際に就学前の児童を持つ就業女

性のうち、保育施設に子どもを預けているのは36.2%に過ぎないというデータもある¹⁴。韓国では夫婦どちらかの親に育児を依存することはごく普通のことであり、乳幼児の育児一切を長期間地方の親に頼んだり、週末だけ連れて帰り家族で過ごすというようなケースも珍しくない。

労働部と女性部がそれぞれ雇用均等基本計画と女性政策基本計画を樹立し、雇用機会均等、性差別的採用慣行モニター、母性保護強化、育児休職制導入などの政策を行っている。例えば、1998年から扶養家族がいる女性を採用する企業に対して雇用保険基金から採用奨励金を支給する制度を実施したり、妊娠出産または育児を理由に退職した女性を退職後6ヵ月から5年以内に再雇用した場合に補助金を出す制度も実施されているが、いずれも企業の参加を促すのには支給額が低い。産前産後休暇は60日から90日に延長されたが、2003年上半期の実施率は50.5%にとどまっている。育児休職制度に関しては導入初期段階であり、2003年実施率は10.3%と大変低い。育児休職中の有給の額も40万ウォン¹⁵ 定額制と非現実的設定である。

90年代からの保育政策は保育施設の量的な拡大に焦点を置いたが、国公立保育施設よりも民間保育施設の拡大を招き、保育の質の悪化と保育費の個人負担増加が問題になっている。2003年には、保育業務を女性政策業務と統合して推進するために保健福祉部から女性部に移管している。

3. 今後の課題

3-1 政策アプローチの転換

90年代以降の韓国女性政策の変化とその背景を分野別に見てきたが、目覚ましい発展は主に法整備や制度改革であり、「お金のかからない政策」に偏ってきたと言われる。2002年の統計では、女性政策関連予算は全体の0.28%に過ぎず、そのほとんどは保育事業と社会保障費に使われている。今後はより細部にわたるジェンダーの主流化が求められ、女性部は2003年に女性発展基本法に「ジェンダー主流化分析及び評価」の規定を追加し、ジェンダー予算分析を政府各部署に拡大している。

また、中央から地方への転換も望まれる。韓国は中央集権の歴史が長く、

現在も大統領制であることなどから、首都ソウルにすべてが一極集中している感がある。ソウルの人口は1千万人を超え、韓国全人口の4分の1を占めるほどである。女性運動をはじめ女性政策やその政策実践面においてソウルは常に主導権を持ち、地方はかなり格差がある。地方自治の活性化と地方に暮らす女性たちの参加を促す政策が必要である。

また、別の角度から見れば、エリート中心文化から市民文化の活性化も求められている。運動や政治、学問、さらには文化に至るまで積極的な参加が見られるのは高学歴の中上流階層のエリートたちである。組織力やロビー能力に富み、各方面での急速な発展をリードしてきた。しかし、階層による生活水準の違いや住む地域間の差は、意識の差にもつながっている。

3-2 意識改革

家族の項でも触れたように、戸主制度などの廃止の妨げになっているのは、韓国の伝統的価値観であり、革新的な法が施行されても人々の意識はなかなか変わっていかないことに、今後の課題がありそうだ。実生活に深く根を下ろした性差別的な固定観念や偏見をどう克服していくかが最重要課題と言える。女性のみならず、男性の生き方を問い直していくモデルや多様なライフスタイルを認め合う意識が望まれる。

戸主制度廃止運動のバックラッシュとして注目された儒林（ユリム）¹⁶と呼ばれる保守派の人々は、韓国社会で確固たる地位と影響力を持つ。民法改正案が国会で賛成を得られないのは、保守派議員が儒林の票を気にしているからだ。儒林の多くは高齢の男性だが、現在も農漁村社会では強い影響力を持つ長老として健在であり、都会に出て行って成功した血縁の権力者から祖先を祭る墓や供養を一任されている場合も多い。大家族の行事を通してその家父長的文化は受け継がれている。

また、インターネットのインフラが進んだ韓国では、サイバーテロと呼ばれるほどのバックラッシュも脅威である。選挙運動や女性政策キャンペーンなどで有効に働いたインターネットも、使い方によっては人々の意識を翻弄し、時代に逆行するような世論を形成することもある。戸主制度に対して反対を表明したソウル大学教授へのサイバーテロや、最近の憲法裁

判所の「首都移転は違憲」判決¹⁷を受けてネット上で「戸主制度廃止は慣習憲法に違憲」との主張¹⁸が広がっていることなどがそのいい例である。

3-3 南北統一

朝鮮半島は世界的に唯一の分断国家であり、常に北との対峙という緊張状態にあり、平和的統一という課題を抱えている。金大中政府では対北包容政策を打ち出し、戦争を抑制して北朝鮮との対話と協力を進めるための方向を提示し、国民世論を大きく変えた。政治軍事外交的緊張を緩和させただけでなく、活発な南北交流協力の糸口が生まれ、2000年の南北首脳会談以後、経済、社会文化、人的交流協力の増大が進んでいる。女性を中心とした平和運動も展開され、政府も南北女性交流協力や統一運動を支援し、統一に向けた女性政策の開発などに取り組み始めている。

しかし、一方で課題も多い。政府省庁としては統一部があるが、政策決定機関への女性参加は割り当て目標の30%に満たず、女性部との統合プログラムの開発が求められている。また、北朝鮮を脱出してきた女性への政策も女性部発足以来、実態調査を行い、韓国社会への適応から職業訓練など具体的なものへの変換が図られようとしている。

女性団体は軍縮、平和、統一運動にもかかわっているが、根強く残る反共イデオロギーや徴兵制¹⁹による男性の軍隊文化などの壁は大きく、また世界的にもテロや核、戦争の脅威などが浮上し、世論形成はいつになく難しい時期を迎えている。

3-4 マイノリティ

「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集でも最後の3項にわたり、女性障害者、「移住女性」²⁰、女性同性愛者について取り上げているが、儒教的価値観、単一民族主義などの抑圧の中で運動自体が容易ではない現状が浮かび上がってくる。それでも、90年代以降、民主化や国際世論の高まり、韓国社会の生活水準の向上、価値観の多様化などとともにこれらマイノリティの問題が少しずつ注目され始めてきた。特に韓国の場合、宗教人口が多いため²¹、宗教団体を中心に運動が展開されてきた背景があり、ジ

エンダーの問題としてのアプローチや政府への働きかけはまだまだ微力である。

女性障害者の場合、1990年代に入り、女性政策の中に女性障害者の項目が追加され、障害者福祉に関する法が施行され、相談所やシェルターなどが全国10カ所に造られるなどの成果があったが、小学校以下の低学力（2000年69.4%、男性41.4%）、就業率の低さ（2000年19.5%、男性43%）、家庭内暴力（1996年66.6%）などの課題が依然としてある。

「移住女性」の場合、その労働環境はさることながら、住居、教育、健康などの環境が劣悪であるが、80%以上が不法滞在取締りなどの危険にさらされているため、社会的差別を声にできない厳しい現状がある。2003年政府は外国人労働者雇用許可制を導入し外国人の労働を合法化することに努めたが、雇用者側に有利で外国人労働者には歓迎されていない²²。

韓国で女性同性愛者の人権団体できたのは1994年のことである。しかし、活動は表面化することはほとんどなく、当事者は儒教的家父長制の同性愛に対する強い嫌悪にさらされている。異性愛による伝統的家族観が根強い韓国では、同性同士の同居など多様な家族のあり方自体が差別の対象となる。まずは、彼女たちのライフスタイルや文化が社会に存在すること自体をどう伝え、多様な価値観へと導いていくかが課題であろう。

4. おわりに

韓国の目覚ましい女性政策の発展とそれを支えた時代的背景や柔軟な女性運動の展開を見てきたが、急速な発展がこれからどう実践されていくかをめぐっては多方面での課題も残されている。日韓がそれぞれ積み重ねてきた女性政策や女性運動、ジェンダー理論を通して知恵を出し合えば、互いの足りないところは補い、さらに前進できるであろう。また、日本とは異なる歴史を持つ韓国ならではの原動力が時代の波に乗り、大きく成長のチャンスをつかんだが、今後ぶつかるであろう壁は日韓でかなり似通っている。

ジェンダーの主流化を進めていくためには、オルタナティブな社会や経済、グローバル化を模索していかざるを得ないだろう。新自由主義や弱肉

強食の富国強兵主義などに支配されているのは、改革の道は容易ではないはずだ。日韓共通の課題と取り組むためには、国境を越えた新しいパラダイムの創出が求められている。

【註】

- 1) 出生率が1995年1.7、2002年には1.17と急速に少子化が進み、男子血統主義の強い韓国社会では第一子が男児の場合、極端に二人目出産への期待はなくなる。「男の子でよかったわね。あなたもそう若くない。教育費もかかるし、子どもは一人で十分」という声を何度聞いたことだろう。
- 2) 韓国女性団体連合がまとめた「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集(2004)の分類を参考にした。また、統計数字なども資料集より引用している。
- 3) 韓国女性団体連合「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集、2004
- 4) 2000年の選挙では400もの団体が結集し「2000年総選挙市民連帯」を組織、落選運動を展開し、腐敗墮落、選挙違反、軍事独裁加担、議会活動不誠実、地域感情悪用、税金資産非公開などの基準で落選議員名簿を発表、結果7割が落選した。
- 5) 淑明女子大学は女性リーダーシップセンター、梨花女子大も梨花リーダーシップ開発院を設立している。
- 6) 韓国刑事政策研究院は強姦、強姦未遂など凶悪な性暴力の届け出率が6.1%と発表している。(1998)
- 7) 女性団体は2000年の火災事故被害者遺族が起こした裁判を支援してきたが、2004年に国家と業者へ慰謝料支払いの判決が下った。裁判では警察と業者の癒着関係が明らかにされ、性売買を黙認していた両者の罪が裁かれた。
- 8) 2004年9月に「性売買被害者保護法」と「性売買斡旋等処罰法」が施行された。
- 9) 2004年10月現在、政府は戸主制廃止を含む民法改正案を国会に提出、審議中。
- 10) 「両親の姓を並べて使おう」キャンペーンは従来の父親の姓に母親の姓を並べて使うもので、通称に限られるが、女性運動に係わる人や女性学者が率先して参加している。
- 11) 1995年には胎児の性別鑑別を規制し、性別による人工中絶を禁止する法が制定されたが、実際には水面下で不法に行われている。
- 12) 大学進学率は2003年度には女性64.6%男性66.8%で男性とほぼ同水準となっている。韓国には日本のような女子短大が存在しないこともあり、内容的にも高い教育水準である。国連の女性開発指数も韓国は2003年には144カ

國中30位と上位圏を占めている。

- 13) 女性部「韓国女性の暮らしと仕事に関する国民体感意識調査研究」、2001
- 14) 女性部「韓国女性の暮らしと仕事に関する国民体感意識調査研究」、2001
- 15) 約4万円。2003年の大卒新入社員の初任給は平均175万ウォン（約17万円）。
- 16) 儒教の素養を備えた在野の知識人で、儒教の徳目を理想として生活のなかでそれを実践している者を指す。ソウルにある成均館大学に儒林総本部がある。
- 17) 2004年10月21日、ソウル市議らが政府の行政首都移転計画の根拠となる「新行政首都特別措置法」は違憲と訴えた裁判で、憲法裁判所は違憲とする決定を下した。
- 18) 高麗時代からの男子血統主義による戸主制度を慣習憲法と見なせば、廃止は違憲であるとする主張。
- 19) 現在、徴兵制は2年2ヶ月で男性は27才までにその義務を果たさなければならない。2000年に入り、良心的兵役拒否の問題が社会的にも注目を集めている。
- 20) 外国人労働者、国際結婚者、性産業従事者の3種をまとめてこう呼んでいる。
- 21) 国民の半数が宗教を持ち、キリスト教と仏教が二分されている。
- 22) 許可される期間が3年と短く、保険加入費の負担、雇用側に雇用更新決定権がある。

【参考文献、インターネットサイト】

- 韓国女性団体連合「韓国女性政策10年評価シンポジウム」資料集、2004
- 女性部「韓国女性の暮らしと仕事に関する国民体感意識調査研究」、2001
- 女性部「第2次女性政策基本計画推進方向及び政策課題研究」、2002
- 韓国女性研究院編『韓国の近代性と家父長制の変形』、梨花女子大学出版部、2003
- チャン・ピルファ「セクシュアリティに関連した女性解放論の理解と問題」
『韓国女性学』10集、韓国女性学会、1991
- チョ・ヘジョン「女性運動の流れと展望」『女性と女性学』、中央チョクソン出版社、2000
- ユン・テクリム『両性平等と福祉国家：福祉国家への女性主義的代案』、未来
人力研究センター、1997
- 女性部 <http://www.moge.go.kr>
- 韓国女性団体連合 <http://www.women21.or.kr/news/default.asp>
- 女性新聞 <http://womennews.co.kr/main/default.asp>
- 法務部 www.moj.go.kr
- 警察庁 www.police.go.kr